平成２５年（フ）第６０７号
栃木県宇都宮市西原町205番地　釜彦マンション７号室
債務者　梅田　浩由
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３０８７号
東京都国分寺市東元町２丁目11―25―105
債務者　大田真一郎
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１７８号
東京都荒川区荒川８丁目13―５　ゆたか荘る号室
債務者　松嶋　光一
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２２１号
東京都調布市若葉町２丁目10―12　ペアコートＡ
債務者　吉澤千壽子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８２号
沖縄県沖縄市胡屋５丁目５番26号　フラット桐205号室
債務者　辺土名麻里奈
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１２８４号
千葉市中央区神明町13番地の１大宗神明ビル
破産者　有限会社富士メデコシステム
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８３号
千葉県船橋市八木が谷１丁目16番２号、申立時の住所千葉県船橋市三咲５丁目21番15号
破産者　小栗　靖雄
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７９７号
千葉県四街道市鷹の台４丁目27番４号
破産者　岸本　盛雄
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０２号
千葉県松戸市松戸1240番地の１
破産者　株式会社サンケイ商工
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１０号
千葉県船橋市南三咲３丁目22番15―212号
破産者　佐々木吉美
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１８号
千葉県流山市大字西深井734番地の18
破産者　野田　貞雄
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４６４号
千葉県松戸市小金原７丁目９番地の11　コーポケイズ102号
破産者　米山　邦夫
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４８８号
千葉県流山市美原１丁目159番地の８
破産者　西田　道則
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４１号
奈良県大和高田市大字東中143番地の３
破産者　株式会社中川急配舎
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７３８号
北海道恵庭市戸磯452番地１
破産者　株式会社新薬開発研究所
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９０号
茨城県筑西市上平塚702番地、商業登記簿上の本店所在地茨城県筑西市灰塚34番地
破産者　株式会社筑西物流
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３０１号
茨城県古河市小堤68番地の６
破産者　有限会社常北ラジエーター
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１３号
茨城県古河市本町２丁目12番23号
破産者　熊倉洋傘工業株式会社
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１８１号
茨城県猿島郡境町大字西泉田281番地の３
破産者　有限会社菊地工業
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部